

新潟県条例第28号

新潟県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

新潟県旅館業法施行条例（昭和45年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（社会教育施設等）</p> <p><b>第2条</b> 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。）に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、学校及び児童福祉施設に類するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（8） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（許可等について意見を求める者）</p> <p><b>第3条</b> 法第3条第4項（法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定により、知事が意見を求めなければならない者は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p style="text-align: center;">（宿泊を拒否できる理由）</p> <p><b>第5条</b> 法第5条第1項第4号に規定する宿泊を拒むことのできる理由は、泥酔者等で他の宿泊者に対し著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合とする。</p> <p style="text-align: center;">（手数料）</p> <p><b>第12条</b> （略）</p> <p>2 法第3条の2第1項、<u>第3条の3第1項又は第3条の4第1項</u>の規定により旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請をしようとする者は、1件につき7,400円の手数料を納めなければならない。</p> <p>3～5 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（社会教育施設等）</p> <p><b>第2条</b> 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項<u>及び第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。）に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、学校及び児童福祉施設に類するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（8） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（許可等について意見を求める者）</p> <p><b>第3条</b> 法第3条第4項（法第3条の2第2項<u>及び第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定により、知事が意見を求めなければならない者は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p style="text-align: center;">（宿泊を拒否できる理由）</p> <p><b>第5条</b> 法第5条第3号に規定する宿泊を拒むことのできる理由は、泥酔者等で他の宿泊者に対し著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合とする。</p> <p style="text-align: center;">（手数料）</p> <p><b>第12条</b> （略）</p> <p>2 法第3条の2第1項<u>又は第3条の3第1項</u>の規定により旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請をしようとする者は、1件につき7,400円の手数料を納めなければならない。</p> <p>3～5 （略）</p>

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。